

障がいのある方を雇用していただく場合 いろいろな支援制度があります



お問合せ

うちの職場で適した業務
があるか分からないけど、
働けるのかな。。

■職務施行法による実習制度

職場実習を行い、職業評価を行う。事業所には協力謝金が支払われます。

北海道障害者
職業センター
011-747-8231

■トライアル雇用

障がいのある人を最長3ヶ月間お試し雇用する。
事業所には奨励金が支給されます。

ハローワーク
〔帯広〕
0155-23-8296

■職務施行法による実習制度

職場実習を行い、職業評価を行う。事業所には協力謝金が支払われます。

北海道障害者
職業センター
011-747-8231

■精神障がい者ステップアップ雇用奨励金

精神障がいのある人の職場への適応に応じて、徐々に
就業時間を伸ばしていく。事業所には協力謝金が支払わ
れます。

ハローワーク
〔帯広〕
0155-23-8296

仕事をどのように指導
すればよいのかな。。

■ジョブコーチ制度

職場適応を容易にするため、職場に人的支援を行う者
(ジョブコーチ)を派遣・配置し、職業生活や作業面の
支援を行います。

北海道障害者
職業センター
011-747-8231

■業務遂行援助者の配置制度

障がいのある人の業務遂行に援助・指導する担当者を
配置した場合、事業所には奨励金が支給されます。

高齢・障害者
雇用支援センター
011-200-6685

設備環境を改善したら働
いてもらえるかな。。

■障がい者作業施設設置等補助金

障がいのある人を雇用・雇用継続のために、必要とな
る施設・設備の整備に係る費用を助成します。

高齢・障害者
雇用支援センター
011-200-6685

障がいのある人を雇用
することで経済的支
援があるのかな。。

■特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により、障がいのある人を雇用
した事業所に対して、支払う賃金の一部を最長2年間助
成します。

ハローワーク
〔帯広〕
0155-23-8296

他にも色々な支援制度があります。詳しくは、ハローワークまでお問合せ下さい。